

岩見沢市障がい福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20の規定に基づき、岩見沢市における障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業、障害児通所支援、障害児相談支援の提供体制の確保等に関する計画(以下「計画」という。)の策定目的として、岩見沢市障がい福祉計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、計画の策定に関し必要な事項について調査及び検討を行い、障がい者の自立及び発達に遅れのある児童等の療育推進のための福祉施策を効率的かつ効果的に進めるため必要となる事項等についての協議を行い計画案を策定する。

(組織)

第3条 策定委員会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障がい者団体の代表
- (2) 有識者
- (3) 各種関係団体の代表
- (4) 公募により選任された市民

3 委員の任期は、計画の策定完了時までとする。

4 委員に欠員が生じた場合は、その都度委員長と協議するものとする。

(運営)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

6 策定委員会は必要に応じ、各分野の有識者等から意見等を求めることができる。

(庶務)

第5条 策定委員会の庶務は、健康福祉部福祉課が行う。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。